

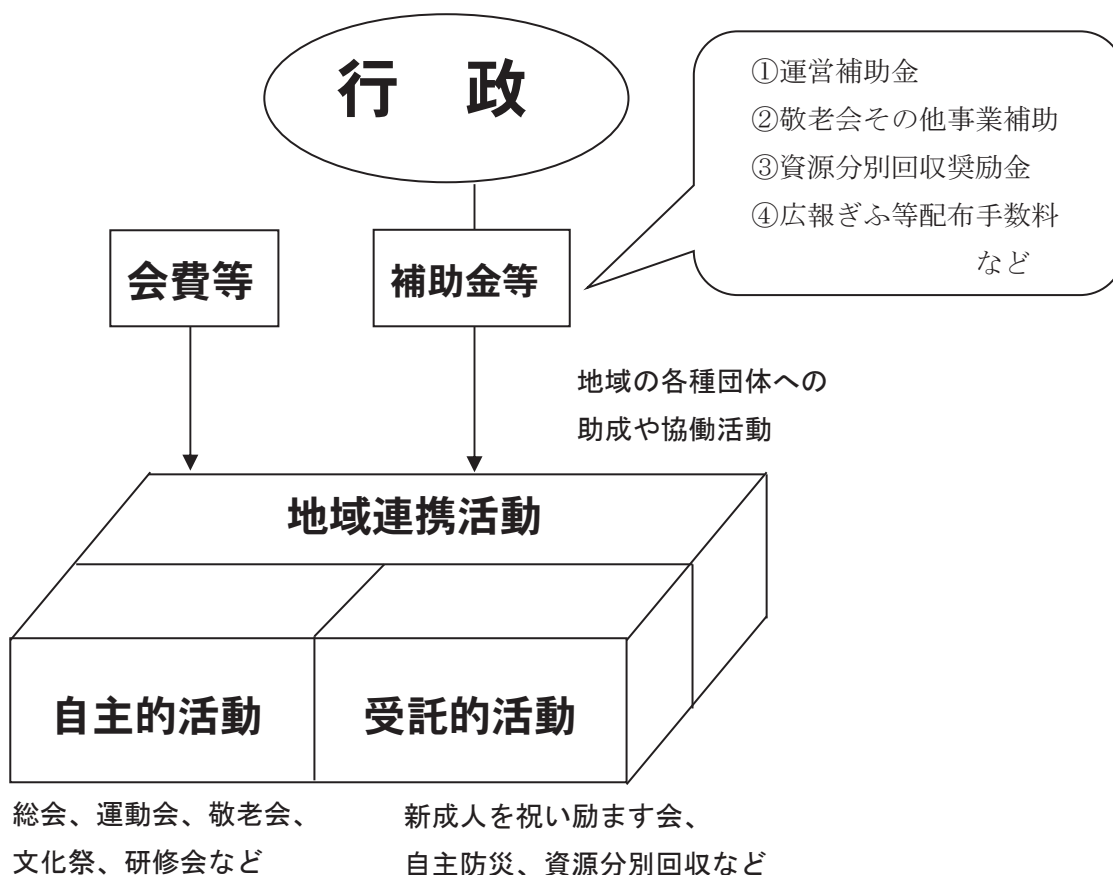
第3章 自治会の活動

自治会の大きな目的は、その地域に住む人たちが安全に、そして快適に生活できる環境を作り出すことにあります。そのために様々な活動に取り組んでいます。

自治会の活動内容は、大きく「自主的活動（運動会・文化祭・敬老会・研修会など）」、「受託的活動（新成人を祝い励ます会・自主防災・資源分別回収など）」、「地域連携活動（社会福祉協議会・女性の会・子ども会・水防団・消防団など地域の各種団体への助成や連携）」の3つに分類できます。

新成人を祝い励ます会は、受託的活動の一つです。自治会の保有する活動資金と、市の補助金などで運営されます。市主催で実施している都市が多い中で、行政との協働の視点からも、非常に注目されている活動です。

「一般的な自治会連合会の活動」



1 自治会連絡協議会の年間行事

自治会連絡協議会は、市政に関する議題を審議するほか、各地区の自治会連合会の情報交換を行ったり、合同で事業を実施したり、新たな課題に対して調査活動を行います。また、県内21市の自治組織で構成する岐阜県自治連絡協議会において連絡調整を行うほか、全国自治会連合会の情報窓口となります。

(1) 岐阜市自治会連絡協議会の活動

- ① 定例会・理事会（月1回、1月を除く）の開催
 - ・ 市政に関する議題審議（議題数 約100件/年）
 - ・ 審議事項の市民への周知（各地区の会長会議など）
- ② 自治会長表彰の挙行ならびに推薦
 - ・ 岐阜市自治会長感謝状
 - ・ 岐阜県知事表彰及び岐阜県自治連絡協議会長感謝状
 - ・ 全国自治会長表彰
 - ・ 総務大臣表彰
 - ・ 叙勲
- ③ 全国自治会連合会に加盟
- ④ 中部自治会連絡協議会に加盟
- ⑤ 岐阜県自治連絡協議会に加盟
- ⑥ 調査研究活動
 - ・ 先進的な取り組みを行っている他都市の視察
- ⑦ もてなしの心運動の実施
 - ・ 講演会（1回/年）
- ⑧ 住民自治活性化委員会の開催
 - ・ 自治会百科事典の改訂
 - ・ 加入促進策の立案 など
- ⑨ その他
 - ・ 自治会加入チラシの作成



(2) 表彰等の活動

① 岐阜市自治会長感謝状

各自治会連合会長の推薦により、市民福祉の向上と地域の進展に尽力された功績に対して、岐阜市長から贈呈されます。

[対象者]

- ・ 10年、30年、40年在任の自治会連合会長及び自治会長
- ・ 5年～9年をもって退任された自治会長
- ・ 10年以上をもって退任された自治会長及び家庭内援助者
- ・ 退任された自治会連合会長



② 岐阜県知事表彰及び岐阜県自治連絡協議会長感謝状

岐阜県自治連絡協議会長の推薦により、自治活動に尽力し、地方自治の発展と自治精神の高揚に貢献された功績に対して、岐阜県知事及び岐阜県自治連絡協議会長から贈呈されます。

[対象者]

- ・ 県知事特別感謝状 自治会長30年（かつ連合会長10年）
- ・ 県知事表彰 自治会長20年
- ・ 県知事感謝状 自治会長15年
- ・ 会長感謝状 自治会長10年

③ 市政功労表彰（住民自治功労の部）

住民自治組織の役職を努め、市民福祉の増進と地域社会の発展に尽力された功績に対して、岐阜市長から贈呈されます。

[対象者]

- ・ 連合会長12年以上
- ・ 自治会長15年以上

* 自治会長への弔慰金について

不幸にして自治会長が亡くなられた場合は、自治会連合会を通じて連絡してください。

自治会連絡協議会では、次の申し合わせがあります。

- 自治会長の死亡 香典 5,000円

2 自治会連合会の活動

自治会連合会は、自治会連絡協議会での協議結果をもとに連携して活動を行うほか、各地区の特性や住民ニーズに応じ、それぞれ特色ある活動を行っています。また、自治会連合会を構成する単位自治会は、その活動に参加するほか、住民にもっとも身近な組織として個々に親睦や共同活動を行っています。

(1) 自治会連合会の活動（事例）

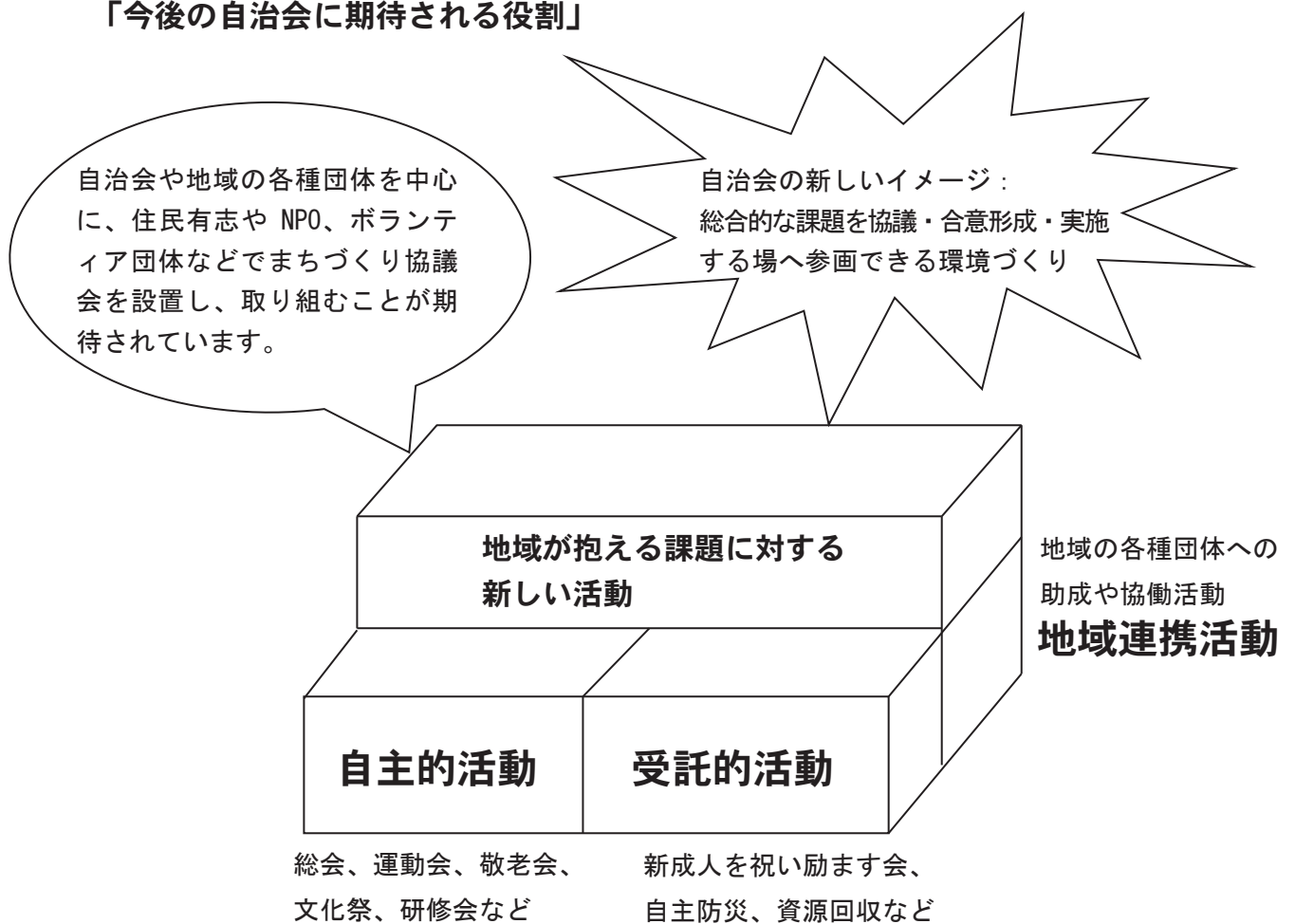
- ① 研修活動
 - ・ 総会、役員会、研修会 など
- ② 親睦活動
 - ・ 運動会、文化祭、盆踊り、歩け歩け運動、三世代交流 など
- ③ 自主防災活動
 - ・ 防災訓練、防災研修会 など
- ④ まちづくり協議会への参加を通じ各種団体との連携
 - ・ 老人クラブ、消防団・水防団、女性の会、青少年育成市民会議、子ども会などとの連携
- ⑤ 美化活動やアダプト・プログラム（P 37 参照）の実施
- ⑥ 市政への協力員の推薦
 - ・ 環境推進員、明るい選挙推進員、交通安全女性、屋外広告物啓発協力員、民生委員・児童委員、統計調査員、体育指導委員 など
- ⑦ 敬老会、新成人を祝い励ます会などの主催
- ⑧ 資源分別回収の実施
- ⑨ 住民ニーズの把握、各地区のまちづくり課題への対応
 - ・ 住居表示制度の実施、施設の建設、安全・安心なまちづくり、歴史や文化を生かしたまちづくり、地域内情報紙の発行 など
- ⑩ 広報紙の配布など市政情報の伝達
- ⑪ 表彰、慶弔

3 今後の自治会に期待される役割

自治会は安全で安心して暮らすことのできる良好な環境づくりに、大きな役割を果たしています。今後とも、住民相互のコミュニケーションをより深め、地域のまちづくりを住民が主体となって進めるための基盤的な役割が期待されています。

また、自治会連合会のエリアを基本として、住民がそれぞれのライフステージに合わせて社会参加できる環境を築くとともに、各種団体など多くの団体・市民が参画し、新たな課題解決に取り組むことが求められます。

「今後の自治会に期待される役割」



◇コラム 「自治会に期待される役割～協働のまちづくり指針（*）から～」

- 1 住民の親睦を図るとともに、防災・防犯・福祉・環境など住民共通の福祉向上のため、これまでに培われた活動のノウハウや地域固有の視点を活かし、地域住民の基盤的な団体として、まちづくりを担うことが期待されます。
- 2 市民活動団体への理解と連携を図るとともに、市民活動のステージとしての地域環境を築き上げる役割が期待されます。
- 3 青少年の地域活動への参加促進や世代間交流の取り組みが期待されます。
- 4 住民自治を充実させた“自治的地域コミュニティの形成”に向けて、基盤的な役割が期待されます。

（*）平成15年度に、市民の皆さんから寄せられた意見やアンケートの結果をもとに策定されました。「協働のまちづくり指針」の内容と考え方は、この手引きの中にも随所に盛り込んでいます。この全文については、市民活動交流センターまたは岐阜市のホームページ（<http://www.city.gifu.lg.jp/>）で見ることができます。

◇コラム 「男女共同参画社会とは」

自治会活動の中で、会長をはじめ役員は男性ばかりになっていませんか？実際に活動をしているのが女性なのに、役員名は夫や世帯主の男性の名前になっているということはありませんか？

また、会合の場で、話し合いに参加するのは男性で、女性はお茶くみや後片付けというような、男女別の役割分担ができていませんか？

平成14年6月に岐阜市男女共同参画推進条例が施行されました。この条例の中で、「実現すべき姿」のひとつとして、「地域においては、固定的な性別役割分担意識又はそれによる慣習やしきたりにとらわれず、男女が連帯して活動に参画すること」とうたっています。

自治会活動の中で、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、活力ある地域社会をつくるためにも、みんなの話し合いで自由な空気をつくるよう心がけましょう。

